

「静岡菊川学校 合宿規定」

第1条（目的）この規定は自動車運転免許を取得するため合宿教習を希望する教習生に秩序ある社会生活と行動をしつけ、安全運転者養成教育に寄与することを目的とする。

第2条（義務）宿泊を許可されたもの（以下、「合宿生」という）は、合宿規定及び入校誓約事項を順守し社会通念に従い、宿泊施設の保全と秩序の維持に努めなくてはならない。

第3条（誓約書）宿泊施設を利用するにあたり、「誓約書」を提出しなくてはならない。

第4条（遵守事項）合宿生は、次の事項を誠実に守らなければならない。

- ① 建物、付属施設および備品を大切に扱うこと
- ② 居室の整理整頓と清潔を心がけること
- ③ 共用施設の整理整頓と清潔を心がけること
- ④ 節電、節水に協力すること
- ⑤ 戸締りは確実に起こない盗難や紛失に注意すること
- ⑥ 当校職員の指示に従うこと

第5条（禁止事項）合宿生は、次の事項を行ってはならない。

- ① 宿泊施設内に危険物を持ち込むこと
- ② 建物、付属施設、備品に損傷を与えること
- ③ 暴行、窃盗、恐喝、脅迫等により他人に迷惑を及ぼす行為をすること
- ④ 部外者又は異性を宿泊施設内（敷地を含む）に立ち入らせること（親族や卒業生であっても不可）
- ⑤ 他の宿泊施設内及び敷地内、自室や共有スペース以外（他の合宿生の部屋など）へ立ち入ること
- ⑥ 宿泊施設内での飲酒行為（20歳未満の方の飲酒行為は即時退校処分）
- ⑦ 20歳未満の方の喫煙行為（20歳未満の方の喫煙行為は即時退校処分）
- ⑧ 宿泊施設内外で賭博行為をすること
- ⑨ 宿泊施設内において、許可なく政治活動、宗教活動をすること
- ⑩ 当校が指定した宿泊施設以外への宿泊および外泊をすること
- ⑪ 波浪警報・注意報等が発令されているときは海岸等に近づかない。また、遊泳禁止区域での遊泳及び夜間の遊泳は絶対に行わない。
- ⑫ その他、前号に準ずること

第6条（防火安全）合宿生は、防火安全について次の事項を順守しなければならない。

- ① 火気、電気の取り扱いについて慎重を期すこと
- ② 廊下、階段、非常口等に障害物を置かないこと
- ③ 火災報知機、消火栓等の位置とその取扱いを知ること

第7条（修繕費の弁償）合宿生が、故意または重大な過失により付属施設および備品に損害を与えたときは、修理等にかかる実費相当額を請求する。※相部屋等で棄損原因者が不明の場合は棄損判明時の部屋使用者全員の共同弁償とする。

第8条（現状回復）合宿生は退寮時に居室を現状に復さなければならない。

第9条（点検）居室について適時職員が点検を行うものとする。

第10条（免責事項）合宿生が次に例示する事例により損害を被られた場合、当校は責任を負わない。

- ① 天災地変、労働争議、法令の制定、改廃、その他やむを得ない事由により生ずる教習日程の変更もしくは教習の中止
- ② 紛失、盗難等（貴重品の管理は個々が責任を持って管理すること）

- ③ 合宿生又は相手方の不注意により発生した事故、喧嘩、トラブル、損害（自由行動中の事故等を含む）
- ④ その他、当校の責に帰らざる事由により生じた損害

第11条（退寮・退去処分）

- ① 当校は、合宿生が合宿規定、入校誓約事項等を順守しない場合には謹慎処分（期間を定めた自宅待機）又は退寮・退去処分を行う。
- ② 生活状況、生活態度等を勘案し、当校が合宿生としての資格がないと認めた場合には謹慎処分（期間を定めた自宅待機）又は退寮・退去処分を行う。
- ③ 当校は、前期①②の処分により発生した損害について一切の補償は行わない。
- ④ 当校は、退寮・退去処分になった者に対し、教習についても退校処分として取扱い、この場合受領している教習料金等は一切返金しない。

第12条（中途解約）合宿生が中途解約を申し出た場合の精算は別途定める方法により行う

第13条（追加料金、延長）

- ① 教習生の都合により教習をキャンセルした場合、当校が定めるキャンセル料およびスケジュール変更料を支払う必要がある。尚、それに伴い延長が発生した場合、保証対象外となり延長費用も実費負担となります。
- ② 保証期間を過ぎて延長する場合には1日につき 税込¥6,600が発生します。
- ③ 一時帰宅する場合(原則不可)スケジュール変更料として 税込¥5,500 かかります。
その際、送迎はいたしません。(戻り日は同じシーズンナリティーとなります。)

第14条（その他）

- ① 当校は、合宿生の一時帰宅を認めない。但し、やむを得ず帰宅する場合、当校にその旨を届出るものとし、各自の荷物は持ち帰らなければならない。この場合、部屋及び配車予約は全て解放となり、再入校時に新たな予約が必要となる。
- ② 合宿期間中に部屋移動が生じる場合であっても、正当な理由がある場合を除き当校の指示に従わなくてはならない。また、延泊が発生した場合、ホテルの都合で宿泊先が変更となることがあるが、前記同様に正当な理由がある場合を除き当校の指示に従わなくてはならない。
- ③ 入校してからの宿泊先の変更は原則不可とする。やむを得ない場合は追加料金が発生する。
- ④ 保証期間が過ぎて教習を継続する場合であっても、合宿生として合宿規定、入校誓約事項を遵守しなければならない。また、正当な理由がある場合を除き当校の指示に従わなくてはならない。
- ⑤ 誓約書の提出及び記名捺印を拒否する場合は入校及び宿泊施設の利用を認めない。
- ⑥ 仮免学科試験 2 回目以降は 1 回につき ¥1,700（非課税）が必要となる。3 回不合格の場合、交通費は自己負担（往復）で一時帰宅し、現住所地の免許センター（試験場）にて仮免学科試験合格後に再入校となります。ただし再入校日は同じシーズンナリティーとなります。

※一時帰宅にかかる送迎はありません。

令和 5 年 6 月 静岡菊川自動車学校